

令和4年度 美浜町まちづくりエンジョイぷらん交付金 応募要項

◇美浜町まちづくりエンジョイぷらん交付金とは

美浜町では、住民協働を推進し、将来にわたって住民の皆さんが誇りを持つことができる個性的で魅力ある地域社会を実現するため、**美浜町まちづくりエンジョイぷらん交付金制度**を実施しています。

この制度は住民の皆さんで組織される団体にご提案いただいた公益活動等へ支援を行うものです。

※ 本事業は、令和4年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするため、予算成立前に募集の手続きを行うものです。今回の募集による採択提案の決定については、令和4年度予算の成立が前提であり、今後、事業が中止になることもありますので、あらかじめご了承ください。

交付金の種類	内容	助成金額・交付率	助成回数
(1)初期活動支援交付金	まちづくり活動として、新たに取り組みを始める又は、既に活動している町づくり活動団体が既存の活動ではなく、新たに取り組む公益的な事業に対する交付金。	30万円以内 (同一事業を継続する場合は3回以内) 交付対象経費の10/10以内	1年度につき 1団体、1回
(2)活動支援交付金	既存の活動を発展的に継続して取り組む公益的な事業に対する交付金。	15万円以内 交付対象経費の10/10以内	
(3)次世代育成応援交付金	大学生が主体となり本町のまちづくりの次の世代として行政又は地域団体と協働して取り組む公益的な事業に対する交付金。	5万円以内 交付対象経費の10/10以内	
予算の配分	<ul style="list-style-type: none"> ・町予算の範囲内で交付額を算出する。 ・優先順位は、初期活動支援交付金を優位とし、次に次世代育成応援交付金、次に活動支援交付金の順とする。 		
交付対象団体	町内を主な活動範囲とされている住民団体等で、要綱に定める要件を満たす団体。		
提案期間	令和4年2月14日(月) 午後5時まで		
提出書類	下記書類を企画課窓口に提出してください。(メール・FAX・郵送は不可)		
	(1)	様式第1 美浜町まちづくりエンジョイぷらん交付金企画提案書	
	(2)	様式第2 事業計画書	
	(3)	様式第3 収支予算・決算書	
	(4)	団体の定款、規則又は会則等	
	(5)	団体の会員名簿	
	(6)	その他町長が必要と認める書類	

◇交付対象経費

交付金の対象となる経費は、事業実施のために必要な経費でおおむね次の通りです。

交付対象経費	経費の種類
報 償 費	講師・専門家への謝礼等 ※ 町の基準に順じ、大学教授又はこれに類する者 30,000 円以内、 大学助教授、講師又は一般講師（知名度の低い者）15,000 円以内、 その他 3,000 円以内
旅 費	通行料金、講師への弁償費等
消 耗 品 費	事務用品、材料、資材の購入費等
食 糧 費	事業用飲食に係る食事代等 ※ 飲食に要する経費は、当該経費が対象事業の実施に不可欠である場合を除き、対象外とする
会 議 費	会議、打合せ等の開催のために要した費用
印 刷 製 本 費	チラシ、ポスター等の作成、印刷等の費用
燃 料 費	ガソリン等の購入費用
光 熱 費	灯油、電気、水道料金等(団体の事務所等の管理運営に要したものを除く)
通 信 運 搬 費	送付等に要する費用、宅配費等必要な通信費
手 数 料	口座振込手数料、広報折込手数料
保 険 料	イベント等の開催時に加入する保険料等
使 用 料 ・ 賃 貸 料	会議、イベント等で使用する施設使用料、物品の賃借料
委 託 料	専門的知識、技術を要する業務の外部への委託費用
備 品 購 入 費	事務用器具等（総事業費の2分の1以内）
そ の 他 の 経 費	町長が特に必要かつ相当と認めた経費

◇交付金交付要綱の適用除外

提案する交付金の種類により次のとおり書類等を省略することができます。

○活動支援交付金を申請するもので交付申請額が10万円に満たないとき

- ・事業実績報告会における報告を省略することができる。

○次世代育成応援交付金を申請するとき

- ・第3条第2項について「5人以上」を「3名以上」とする。
- ・第3条第2項及び第9条第5号について「団体の定款及び会則等」を省略することができる。

- ・事業実績報告会における報告を省略することができる。

◇公開審査

交付金の交付決定のための審査は、公平・公正であることはもちろん、公開・透明であることが大切です。また、適正かつ客観的に審査する必要があります。そのため、行政だけでなく、『審査会』を設置して公開審査を行います。審査会で提案内容などについて発表をしてもらいます。

審査会にて審査基準に基づく審査を行い、その結果を受け、町が、予算の範囲内で交付する事業団体を決定します。

※ 令和4年度は新型コロナウイルス感染防止対策のため審査会の一般公開を中止いたします。

◇審査基準

エンジョイぷらん 審査基準		
事業 企 画	(1)まちづくり計画との整合性	エンジョイぷらんの趣旨にそった活動であるか
	(2)必要性	地域住民のニーズとして必要とされているか
	(3)現実性	実施体制が整っており無理のない事業計画か
	(4)先駆性	事業がこれまでにない新しい発想、視点、内容及び方向性となっているか
	(5)発展性	今後様々な事業に広がる可能性があるか 事業を発展させようとする意欲や工夫があるか
	(6)波及性	その活動が将来幅広く支持、利用され活動として広がっていく可能性があるか
	(7)妥当性	活動目標を達成する手段として、その内容が妥当な計画となっているか
	(8)有効性	目指す目標・成果に対して、町のまちづくりにどの程度の効果があるか
	(9)経費の適正性	事業内容にそった適正な積算となっているか
	(10)SDGsの取り組み	SDGs達成に向けた事業内容となっているか
組 織	(1)取り組み体制	活動に取り組める人的体制が整っているのか。(活動内容により地域内の団体等と連携ができているかを含む)

◇注意点について

- (1) 制度のPRについて

交付金事業で作成するチラシ等の広報物等には、必ず「美浜町まちづくりエンジョイぷらん交付金」の助成を受けていることを表記していただくか、上記のロゴマークを記載してください。



美浜町まちづくり
エンジョイぷらん

(2) PR 支援について

- ①広報への掲載 団体から採択事業の PR 記事をいただき、広報への掲載を行います。
 - ②区の見板利用 採択事業に係るチラシ等は広報配布にあわせて見板を利用可能です。
- ※ 広報への掲載は6月号から、区の見板利用は5月号からになりますのでご了承ください。

(3) チラシの全戸配布について

広報へのチラシの折り込みは、広報折込手数料が発生します。手数料も予算書に計上し申請書を作成してください。 参考令和3年度の折込手数料：A4 ペラ、A4 2 折(展開 A3) ⇒ どちらも単価 2.4 円

また、チラシの納入日・手数料等について打ち合わせが必要となります。まずは、企画課までご連絡いただくとともに、事前に原稿の見本を提出してください。

(4) 町公共施設の使用料について

美浜町まちづくりエンジョイぷらん交付金交付要綱において施設使用料は事業実施のための必要経費として認められていますので、団体への減免措置はしていません。(町公共施設の使用料減免は二重補助と受け取られかねないため)会議室を使用する場合は必要経費分を予算書に計上したうえで申請書を作成してください。併せて町公共施設の予約・支払も各団体にて行ってください。

◇スケジュールについて

日付	内容	場所
1月25日(火) 【要事前申込 1/21 まで】	説明会	役場 3 階中会議室
2月14日(月) 午後5時まで	提案書受付 ※メール・FAX・郵送は不可	企画課事務室
3月17日(木)	審査会(提案説明) ※プレゼン用資料・データは 3/10 までに企画課へ	役場 3 階中会議室
3月下旬	審査結果通知受領 内示額通知受領	代表者へ送付
令和4年4月1日以降	交付申請書提出 交付決定後事業開始	企画課事務室 町内
令和5年3月31日まで (事業完了後 30 日以内)	実績報告書提出	企画課事務室
令和5年4月	実績報告会(パネル展) ※各交付団体には展示用パネルを 作成していただきます	役場玄関ホール